

## 原子力規制委員会第2期中期目標の改正（2回目）

令和5年1月25日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は原子力規制委員会第2期中期目標（以下「中期目標」という。）の改正の決定について付議するものである。

### 2. 経緯

令和5年1月18日に開催された第64回原子力規制委員会において、事務局から中期目標の改正案について付議し、委員間で議論いただいた。

### 3. 中期目標改正案について

原子力規制委員会でいただいた委員の御意見を踏まえ、別添1のとおり中期目標の改正案を作成したので、決定いただきたい。

#### <資料一覧>

別添1 「原子力規制委員会第2期中期目標」の改正について

別添2 「原子力規制委員会第2期中期目標」の改正について（主な改正箇所の説明）

参考資料 令和4年度原子力規制委員会第61回会議議事録（抜粋）

(案)

制定 令和2年2月5日 原規総発第2002051号 原子力規制委員会決定  
改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1912181号（令和元年12月18日原子力規制委員会決定））第13条の規定に基づき、原子力規制委員会第2期中期目標を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会第2期中期目標」の改正について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会第2期中期目標」の全部を別添のとおり改正する。

原子力規制委員会  
第2期中期目標

令和2年2月制定  
令和5年 月改正  
原子力規制委員会

## 前文

原子力規制委員会では、業務の継続的な改善を図り、原子力規制行政への信頼の向上につなげるため、平成26年10月から原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原規総発第1912181号）に基づき、組織の運営管理に関する統合的なマネジメントシステムを運用している。

マネジメントシステムでは、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、原子力規制委員会の多岐にわたる施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すものとして5年毎に中期目標を定め、更に当該中期目標を達成するための原子力規制委員会年度業務計画を毎年度定めることによって、業務の目標を具体化している。そして、その実施結果を評価することで、継続的に業務のPDCAサイクル<sup>1</sup>を回している。

第2期中期目標は、2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年を中期目標期間として制定された。第2期中期目標が制定された当時、当該中期目標期間は「原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチ<sup>2</sup>の更なる適用やバックフィット制度<sup>3</sup>の更なる体系化を図ったりするなど、規制の根幹にある考え方を規制活動に定着・浸透させる期間」であり、「組織面では将来にわたって様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規制を確実に引き続き行うために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進める」ために、「形式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間」と位置づけられ、「確実にかつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や、10～20年後も見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるためにこの5年間で備えるべきことに関する目標」が盛り込まれた。

原子力規制委員会では、第2期中期目標の実現に向けて、発足時に掲げた組織理念の下、原子炉等規制法について、最新知見に基づく規制の見直しを着実に進め、令和2年4月には原子力規制検査の本運用を開始する等、確実に取組を進めてきた。その過程で、グレーデッドアプローチに基づく規制の運用の具体化や、バックフィット制度の体系化も実施している。

令和4年9月26日に原子力規制委員会委員長及び原子力規制委員会委員が交代したのを機に、令和4年10月26日の第47回原子力規制委員会において、今後の原子力規制委員会の運営方針が議論された。議論において委員長から、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて設置された原子力規制委員会は、引き続きその

<sup>1</sup> PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

<sup>2</sup> グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度に応じた規制上の取扱いをいう。

<sup>3</sup> バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

軸を維持すべきであり、発足当初の組織理念を引き続き堅持すること、「情報発信と対話」「現場重視の規制」及び「原子力規制に関する人材の育成」に取り組むことが「規制の継続的改善」のために重要であり、これらとともに「国際機関による外部評価」を任命期間中の5年間で是非とも実施したい項目であるとの発言があった。委員との間でこの方針に同意が得られ、この中期目標期間中に具体的に取り組むべきことについて議論された。

こうした背景、経緯を踏まえ、第2期中期目標を改正することとした。

## 第1 中期目標期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

## 第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

## 第3 施策目標

### 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(基本的考え方)

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

(戦略)

#### (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。
- 被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示す。
- 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。

#### (2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上

させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRS<sup>4</sup>の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。令和6年にIPPAS<sup>5</sup>ミッションを受け入れるとともに、IRRS ミッションを受け入れることについても調整する。
- 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。
- 多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努める。
- 情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。
- 訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。

### (3) 職員の確保と育成

- 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- 日々のOJT<sup>6</sup>に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進める。
- 職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うこ

---

<sup>4</sup> IRRS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価し、提言等を行うこと。

<sup>5</sup> IPPAS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに係る国の規制体系及び防護措置の実施状況をレビューし、核セキュリティの強化に資する助言等を行うこと。

<sup>6</sup> OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

とにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。

- 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。
- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。

## 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。
- 規制の運用から得られた知見を審査・検査、規制基準の継続的改善に最大限活かす。

(戦略)

### (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3. を参照)
- 事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

### (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

- 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
- 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- 審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。
- バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。
- 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
- リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。
- 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
- 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。
- IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。
- 高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。
- 開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

### 3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。
- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 核セキュリティ対策の推進

- 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(2) 保障措置の着実な実施

- 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。
- 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響する場合があることから、互いの業務に係る情報の共有や調整に係るルール及びその運用を継続的に改善する。

#### 4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視や事故の調査・分析等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の調査・分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。

- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。

### (3) 放射線モニタリングの実施

- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

## 5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

### (基本的考え方)

- 最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

### (戦略)

#### (1) 放射線防護対策の推進

- IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。

#### (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。（放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3. を参照）
- 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。
- 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要

に応じて規制の在り方を検討する。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。
- 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。

(4) 危機管理体制の整備・運用

- 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRS の指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
- 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
- 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。

(5) 放射線モニタリングの実施

- 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。
- 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。

# 原子力規制委員会 第 2 期中期目標

令和 2 年 2 月制定  
令和 5 年 月改正  
原子力規制委員会

※前文は全面改正、本文は一部改正です。  
※本文の主な改正箇所<sup>①</sup>に二重線を引いています(ただし、令和 4 年度第 64 回原子力規制委員会での御議論を踏まえた改正箇所は太線を引いています)。

## 前文

原子力規制委員会では、業務の継続的な改善を図り、原子力規制行政への信頼の向上につなげるため、平成26年10月から原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原規総発第1912181号）に基づき、組織の運営管理に関する統合的なマネジメントシステムを運用している。

マネジメントシステムでは、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、原子力規制委員会の多岐にわたる施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すものとして5年毎に中期目標を定め、更に当該中期目標を達成するための原子力規制委員会年度業務計画を毎年度定めることによって、業務の目標を具体化している。そして、その実施結果を評価することで、継続的に業務のPDCAサイクル<sup>1</sup>を回している。

第2期中期目標は、2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年を中期目標期間として制定された。第2期中期目標が制定された当時、当該中期目標期間は「原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチ<sup>2</sup>の更なる適用やバックフィット制度<sup>3</sup>の更なる体系化を図ったりするなど、規制の根幹にある考え方を規制活動に定着・浸透させる期間」であり、「組織面では将来にわたって様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規制を確実に実行し続けるために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進める」ために、「形式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間」と位置づけられ、「確実にかつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や、10～20年後も見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるためにこの5年間で備えるべきことに関する目標」が盛り込まれた。

原子力規制委員会では、第2期中期目標の実現に向けて、発足時に掲げた組織理念の下、原子炉等規制法について、最新知見に基づく規制の見直しを着実に進め、令和2年4月には原子力規制検査の本運用を開始する等、確実に取組を進めてきた。その過程で、グレーデッドアプローチに基づく規制の運用の具体化や、バックフィット制度の体系化も実施している。

令和4年9月26日に原子力規制委員会委員長及び原子力規制委員会委員が交代したのを機に、令和4年10月26日の第47回原子力規制委員会において、今後の原子力規制委員会の運営方針が議論された。議論において委員長から、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて設置された原子力規制委員会は、引き続きその

<sup>1</sup> PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

<sup>2</sup> グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度に応じた規制上の取扱いをいう。

<sup>3</sup> バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

軸を維持すべきであり、発足当初の組織理念を引き続き堅持すること、「情報発信と対話」「現場重視の規制」及び「原子力規制に関する人材の育成」に取り組むことが「規制の継続的改善」のために重要であり、これらとともに「国際機関による外部評価」を任命期間中の5年間で是非とも実施したい項目であるとの発言があった。委員との間でこの方針に同意が得られ、この中期目標期間中に具体的に取り組むべきことについて議論された。

こうした背景、経緯を踏まえ、第2期中期目標を改正することとした。

## 第1 中期目標期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

## 第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

## 第3 施策目標

### 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(基本的考え方)

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

(戦略)

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。

◎ 被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示す。

- 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上

させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRS<sup>4</sup>の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。  
令和6年にIPPAS<sup>5</sup>ミッションを受け入れるとともに、IRRS ミッションを受け入れることについても調整する。
  - 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
  - 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。
- ◎ 多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努める。
- 情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。
  - 訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。

### (3) 職員の確保と育成

- 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- 日々のOJT<sup>6</sup>に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進める。
- 職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うこ

<sup>4</sup> IRRS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価し、提言等を行うこと。

<sup>5</sup> IPPAS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに係る国の規制体系及び防護措置の実施状況をレビューし、核セキュリティの強化に資する助言等を行うこと。

<sup>6</sup> OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

とにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。

- 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。
- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。

## 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。
- 規制の運用から得られた知見を審査・検査、規制基準の継続的改善に最大限活かす。

◎ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- ◎ 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標（原子力安全とのインターフェースにおける取組の強化を含む。）は3.を参照)
- 事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。

- 新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。
- (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行
- 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
  - 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。
- (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応
- 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
  - 審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。
  - バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。
  - 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
  - リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。
  - 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
  - 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。
  - IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。
  - 高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。
  - 開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

### 3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 核セキュリティ対策の推進

- 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(2) 保障措置の着実な実施

- 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。
- 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

- ◎ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響することがあることから、互いの業務に係る情報の共有や調整に係るルール及びその運用を継続的に改善する。

#### 4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視や事故の調査・分析等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の調査・分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。
- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。

(3) 放射線モニタリングの実施

- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

(1) 放射線防護対策の推進

- IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。（放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3. を参照）
- 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッド

アプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。

- 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。
- 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。

(4) 危機管理体制の整備・運用

- 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
- 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
- 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。

(5) 放射線モニタリングの実施

- 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。
- 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。

令和4年度原子力規制委員会  
第61回会議議事録（抜粋）

令和4年12月28日（水）

原子力規制委員会

(中略)

○山中委員長

それでは、報告を受けたということで、資料の方は修正していただいて、ウェブに掲載ということでお願いしたいと思います。

それでは、議題5を終了いたします。

委員の方から何かほかにございますでしょうか。

私の方から一つ議論していただきたい案件がございまして、提案させていただきたいと思います。

既に御承知のように、高経年化した原子力発電所の安全規制に関わる検討の状況についての事務方のプレス発表が昨日ございました。非常にこの案件、特に資源エネルギー庁とのやり取りについて、社会的な関心も強うございますし、本日の報道では原子力規制委員会のガバナンスについても触れられている報道がございました。

ということで、昨日、本日にはございますけれども、本件について、委員も様々な御意見をお持ちかと思っておりますので、意見交換と、それから、今後の在り方について議論させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。何か本件について御意見はございますか。

○田中委員

昨日、事務局の方からマスコミに対して話がありましたけれども、一つ思ったのは、委員長への報告・説明がちょっと時間がたってからだったというのが気になりまして、やはりこういう重要なことは、適宜、委員長、委員への報告・説明がまず重要かと思っております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○杉山委員

今回、報道ですとか、あるいはちょっと説明いただいて、今回、問題視されている部分の大部分が私の就任前なので、推測も含んだ言い方になって恐縮なのですが、まず、資源エネルギー庁と接触して情報を入手するというのは、当然、むしろこちらの原子力規制委員会の了承を一々得ないでやってもらわないと困るなど、正直、思っています。今、これだけ7月以降、GX、あるいは小委員会などで話題になっていることに対して、明らかに規制側に影響が及ぶということに対して、指示がまだありませんとってぼんやりされては困るわけで、そういう意味で、自発的にどんどん情報を入手するために接触していただくのは全然問題ないし、お願いしたいと思っております。

その一方で、では、それで何の問題もなかったかという点に関して、今、田中委員もおっしゃられたように、まず、原子力規制委員会との情報共有ですね。あとは、やっていること自体に何ら後ろめたいところはない。ただ、それが分かっているのが我々だけでいいのかということがありまして、世間とやはり情報共有するということも必要だったのだらうと思います。

ですから、今後の対応としては、別にやること自体は、やることという言い方は変ですね。だから、情報を入手するために接触することはいいです。そのとき、こちらから提供できた情報というのは、私はよく分からないのですけれども、余りないはずなのです。というのは、原子力規制委員会でまだ議論していなかったもので、それまでの過去に出したペーパーですとか、公開情報だけで、多少そこに私見が加わった、個人的見解が加わったとしても、それは、それをもらった側だって何のクレジットもない情報は使いようがないので、ある意味、原子力規制委員会の決定に先駆けて何かを提供するというのはそもそも不可能だと思っただけで、けれども、それでも、そういう接触を持ったこととそのときにどんな資料を交わしたかというのは、やはり透明性を設けるような仕組みを今作る必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

私も昨日の報道発表の資料を拝見しまして、時系列で見て、これは最初は7月頃から始まっているわけでありまして、それから我々原子力規制委員会にそういう話が出てきたのが9月の一番終わり頃の話でありまして、その間、全く原子力規制委員長、原子力規制委員会の委員にきちんとした報告とか、あるいは意見交換というものがないままずっと来ていたというのは、やはり不適切だったのではないかなという感じがいたします。先ほど田中委員もおっしゃいましたけれども、やはり連絡はもう少し密にやるべきであったのではないかと考えます。

以上です。

○山中委員長

伴委員、いかがですか。

○伴委員

起きてしまったことがどうかということもあるのですけれども、では、どうすればよかったのか、今後どうすべきなのかという観点からのコメントなのではございますけれども、杉山委員が指摘されたように、逐一、行っていいですか、あるいはこれを話していいですかということをしたのでは、それはたまらない、回らないと思うのです。

一方で、担当者の裁量に全てを委ねてしまうということも、やはり透明性という観点から疑義を招く可能性がある。どんなに密室協議はしていませんといっても、それは証明できないのではないかとということになってしまいますので、そうすると、できることとしてはやはり面談録を残すぐらいしかないのですが、ただ、昨日の会見でも黒川課長が言っていたように、役所というのは相当他省庁とのいろいろな接触が多いので、それ全て面談録を残すというのは多分無理だと思うのです。

だから、一つ考えられることとしては、例えば、他省庁の中でも、ノーリターナルの対象になっているところというのはもう明確にできるわけですから、ノーリターナルの対象になっている部署と面談をする場合には、確実に面談録を残していくなんていうやり方ができるのかなと思います。

○山中委員長

ありがとうございます。

委員の方から御意見を頂きましたけれども、私は、少なくともこの10月5日以降、面談があった場合には公表してもらうように、これは私個人の指示としてさせていただきます。資源エネルギー庁の面談があった場合には、議事概要等、資料については公表してくださいという、そういうお願いをいたしました。

杉山委員、あるいは伴委員から具体的な御提案を頂きましたけれども、田中委員、いかがですか。

○田中委員

今、伴委員、杉山委員から話があったのですけれども、やはり透明性・公開性というのは重要な我々のモットーでございますので、そのときに、面談記録といえますか、現在は被規制者との面談録は残しているのですけれども、今のような他省庁とのときに、どのようなものに対しては面談録を残すかというのは、そのスクリーニングといえますか、考え方を明確にしておかないといけないなと思って、一つの考え方は、先ほど伴委員が言われたように、我々のノーリターナルに対応するところとの面談については残すのだとか、それも一つの考え方かと思えます。

そのどのようなものに対して他省庁と面談した場合には記録を残すのだということをはっきりしておかないと、また混乱するかなと思いましたので、先ほどの伴委員の考えはいいかなと思います。

○山中委員長

いかがでしょう。私もノーリターナルが適用される相手方との面談については、全て公表していただくと。議事概要を残していただいて、資料について公表するという、そういう考え方であれば、特に原子力規制委員会の了承を得なくても、公表されるわけですから、委員がそれぞれウオッチすることはできますので、最低限それをやっていただくと特段問題がないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。そういう相手先として、ノーリターナルが適用されるような相手方に対する面談については公表していくという。いかがでしょう。よろしいですか、そういう方針で。

長官、いかがですか。

○片山長官

原子力規制委員会の御議論を踏まえてルールを少し明確にしたいと思っております。今、原子力事業者等との面談のルールというのは、透明性確保ルールという中で規定しておりますので、その中で、やはり明文のルールを作って施行するという事かなと思います。

本日、これは御指示と受け止めて。

○山中委員長

よろしいですね。指示をしたということでよろしいですね。原子力規制委員会として指示をしたということで。

○片山長官

では、御指示を踏まえまして、できるだけ早急に案を作って原子力規制委員会にお諮りしたいと思っておりますし、本日、そういう御指示を得ましたので、庁内にもその趣旨は徹底していきたいと思っております。

○黒川長官官房総務課長

すみません。一言だけよろしいでしょうか。透明性確保方針改正という方針になっていまして、担当する総務課長として一言ちょっと懸念の点をお伝えしておこうかなと思っております。

今回、エネ庁（資源エネルギー庁）との面談は、ルール上は確かに面談録を作るとかになっていませんけれども、正直、透明性を何より大事にしてきたという原子力規制委員会の組織理念からすれば、当然、作らなければいけないのは自明だったと思うのです。

また、ルールを作って、要は、ルール上はやる必要はなかったけれども、組織理念からやるのは当然だったであろうものやっていた。その処方箋としてルール改正、ルール改正は大事なのですけれども、それで足りているのかというのは若干懸念は感じるところであります。

やはり組織理念に照らして、今、自分がやっている面談とか情報交換、これは外向きにどこまで開示しなければいけないのか、そこを自律的に考える組織になっていなければ、ルールだけでそれが確保できるとは私は思いません。ルールはもちろん必要ですから、私、担当として考えて提案いたしますけれども、そこはそういう懸念を私は持っております。

○山中委員長

もちろん、それはおっしゃるとおりだと思います。

○片山長官

長官の片山です。

黒川課長からいい発言があったと思います。庁内に徹底していきたいというのは、そういう趣旨も含めて徹底していきたいと思っております。

昨日の記者ブリーフの中で原子力規制庁の事務方から説明した中身も、今回、10月5日までの間でエネ庁との面談は計7回ございました。最後の1回は原子力規制委員会での御指示を受けて原子力規制委員会での説明を調整するための面談でございましたけれども、6回については、その都度、何をやったのかといったようなことを御報告もしていなかったというものでございます。

その中で、エネ庁からの情報収集というのが主で、こちらの安全規制の内容についての情報提供をしたものではない。むしろこちらに突っ込んでこられたときには、それは原子

力規制委員会で議論してからだというようなことを申し上げていたということに鑑みて、我々として、報道はいろいろなされておりますけれども、事務局として不適切な面談をやったつもりはないというのが、つづめていえば、昨日の事務方からのブリーフのエッセンスだったと思っております。

ただ、黒川課長が言いましたように、それが本当に庁内でそういう意識で徹底されるのかというところが非常に大事かと思っておりますので、ルールをしっかり作った上で、それののちの行動がしっかりとできるように、職員の自覚というものを促していきたいと思っております。

以上でございます。

○山中委員長

実質、ルールができる前から、本件については、実施していただくということでよろしいですね。

○片山長官

はい。もう本日、御指示がございましたので、これから直ちにそういう行動を庁内でとってもらうように徹底していきたいと思っております。

○山中委員長

そのような方向でよろしく申し上げます。担当課長としては、ルール作りというのを少し考えていただいて、提案をお願いします。

○黒川長官官房総務課長

了解いたしました。